

平成29年度 東浦町の人事行政の運営等の状況を公表

平成29年度における東浦町の人事行政の運営等の状況について、公表します。
 なお、表示単位未満は四捨五入し端数整理しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（平成29年度中）

採用者数	34人
退職者数	27人

(2) 職員数（平成29年4月1日現在）

職員数	411人
-----	------

※一般職に属する常勤職員数（教育長を除く。）です。

※再任用短時間勤務職員（16人）及び任期付短時間勤務職員（1人）を除きます。

2 職員の人事評価の状況

人事考課制度に基づき、職員（技能労務職員、再任用職員及び非常勤職員を除く。）を対象に勤務成績の評定を次のとおり行っています。

※技能労務職員、再任用職員及び非常勤職員については、別の方法により評価を行っています。

目的	これまでの年功序列的な制度から能力・業績を重視した給与構造への抜本的な見直しを行い、目標管理と連携した業績重視の人事考課制度を導入し、職員の意識改革及び人材の育成をするとともに給与等への反映を目的とする。
制度の概要	人事考課制度により、第2次考課者において考課した総合考課点をAからEの5段階に置き換えて評価する。調整考課者は、最終評定点及び評語を決定する。評語A及びBの配分について、Aは全体の10%以内、AとBの和は30%以内としている。
評定日	平成30年1月1日
評定期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
対象者	東浦町職員定数条例による職員のうち、技能労務職を除くすべての職員 ただし、欠勤、休職、停職、長期出張その他これに類する事故等のために長期にわたり職務に従事しない場合若しくは公正な評定を行うことができないと認められる場合は除く。
実施者数	336人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

歳出額 A (千円)	人件費 B (千円)		人件費率 (B/A)	28年度の 人件費率
	うち職員給与費			
14,349,238	2,534,133	1,792,394	17.7%	18.3%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費（千円）				1人当たり給与 費(B/A)（千円）
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
372人	1,120,017	212,720	459,657	1,792,394	4,818

※給与費は、職員手当には退職手当を含みません。

(3) 一般行政職の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年後の給料額
大学卒	184,800円	197,500円
高校卒	150,500円	161,700円

※一般行政職は、税務職員、保健師、保育士、企業職員、技能労務職員等を除いた、一般的な業務に従事する職員です。

(4) 一般行政職の経験年数別平均給料月額（平成29年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
大学卒	251,417円	369,750円	387,175円	382,475円
高校卒	203,200円	347,150円	371,650円	374,367円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	係長 主任	課長補佐 係長	課長・主幹 課長補佐	部長・次 長・課長・ 主幹	部長	—
職員数	45人	43人	41人	39人	17人	26人	10人	3人	224人
構成比	20.1%	19.2%	18.3%	17.4%	7.6%	11.6%	4.5%	1.3%	100%

※一般行政職は、税務職員・保健師・保育士・企業職員・労務職員等を除いたものです。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	286,300円	349,200円	37.3歳
技能労務職	214,200円	234,400円	53.8歳

(7) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（平成29年度普通会計決算）

	期 末	勤 勉
6月期支給月数	1.225月分	0.85月分
12月期支給月数	1.375月分	0.95月分
計	2.60月分	1.80月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置	有	
平均支給年額	765千円	491千円

※支給月数は、平成29年度の状況です。

平均支給年額は、平成29年度の職員1人当たりの平均額です。

イ 退職手当

退職区分	自己都合等	定年・勸奨
平均支給額	1,621千円	20,460千円

※副町長は除きます。

※平均支給額は、平成29年度に退職した職員1人当たりの平均額です。

ウ 特殊勤務手当

職員全体に占める支給職員の割合	4.3%
平均支給年額	2.3千円
手当の種類	5種類
代表的な手当	待機手当、滞納整理手当

※支給職員の割合は平成29年4月の状況です。

※平均支給年額は、平成29年度普通会計決算額を平成29年4月の支給対象職員数で除したものです。

(以下の手当についても、同様です。)

エ 時間外勤務手当

支給総額	平均支給年額
81,524千円	243千円

オ その他主な手当

区 分	内 容
扶養手当	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 上記以外 6,500円 (満16歳から22歳までの子は1人につき5,000円を加算)
住居手当	借家…12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
通勤手当	交通機関利用者…運賃相当額の範囲内で支給(原則として6ヶ月定期券の額で最高55,000円) 自家用車等利用者…通勤距離に応じ、最高31,600円

(8) 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	報酬等の月額	期末手当
町 長	871,000円	6月 1.55月分 12月 1.75月分 合計 3.30月分
副町長	682,000円	
議 長	380,000円	
副議長	300,000円	
議 員	270,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 主な休暇の種類

区 分	付与日数	区 分	付与日数
年次有給休暇	1年度につき20日	証人等出頭	必要期間
出 産	産前6週間、産後8週間	骨髄移植	必要期間
育児時間	1日2回、各30分以内	ボランティア	1年につき5日以内
子の看護	1年につき5日以内	住居滅失等	7日以内
短期の介護	1年につき5日以内	交通遮断	必要期間
忌 引	親族の区分により1~7日	妻の出産補助	2日以内
父母の祭日	1日	夏季休暇	1年につき5日
結 婚	連続する5日以内	選挙権行使	必要期間

5 職員の休業の状況

育児休業等取得者数（平成29年度中に新たに取得した職員数）

区 分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	11人
部分休業取得者数	0人	3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

処分の種類	処分者数	処分の事由
休 職	11人	心身故障のため、長期の休養を要する場合
降 任	0人	
免 職	0人	

(2) 懲戒処分の状況

処分の種類	処分者数	処分の事由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	1人	信用失墜行為
戒 告	0人	

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた町職員についての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修において、サービス制度に係る研修を実施しました。また、随時、通知文書等により、サービス規律の徹底を図っています。

(2) セクシュアル・ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメント防止については、秘書人事課を相談窓口として職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に努めています。

(3) 営利企業等への従事許可の状況（平成29年度中に新たに許可したもの）

区 分	件数
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの	3件

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法が施行されました。

改正法の地方公務員法による規制のほか、東浦町職員の退職管理に関する条例（平成28年東浦町条例第2号）を制定し、本町職員の退職管理の適正化を図り、町政に対するより一層の信頼を確保できるように取り組んでいます。

(1) 退職管理の規制等の概要

ア 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制（地方公務員法第38条の2）

営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

イ 再就職情報の届出（条例第3条）

管理職の地位にある職員であった者は、離職後2年間、再就職した場合は任命権者に届け出ることが義務付けられています。

(2) 再就職情報の届出件数

再就職先の内訳			合計
町関係団体	民間企業	その他	
0件	0件	1件	1件

※「その他」とは、公益法人、学校法人、医療法人等を指します。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

東浦町職員研修規程（平成26年3月31日規程第2号）に基づき実施した研修は、次のとおりです。

研 修 区 分	研 修 名 等
オン・ザ・ジョブ・トレーニング （各職場内において日常の職務を通して職員の資質の向上及び職場のモラルの向上を図る研修）	OJT研修
一般研修 （職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養の習得を目指す研修）	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修 ・ 新任係長まで主に知多5町職員研修協議会で実施 ・ 課長補佐以上は、主に県研修センターで実施 ・ 保育士は専門機関で実施
特別研修 （特定の職務を行うのに必要な専門的、実務的な知識及び技能を習得させる研修）	再任用研修、ロジカルシンキング研修、行政と住民のまちづくり研修、メンタルヘルス研修、組織力向上研修、生産性向上研修、キャリアデザイン研修、OJT研修、交通安全研修、男女共同参画研修、文書事務研修、財務事務研修、定住自立圏研修、普通救命講習、意識改革セミナー
派遣研修 （他の地方公共団体、外部の研修団体等が行う研修に派遣し、行政の効率的な運営能力及び高度な識見を備えた職員を養う研修）	自治大学校、県研修センター、市町村アカデミー、民間研修機関等
自主研修 （職員が自らの意思に基づき町政全般について調査、研究及び知識を習得するもの）	資格取得支援補助、自主研究グループ支援

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金：普通会計）

執 行 額	1人当たりの負担額
391,521千円	1,052千円

(2) 職員互助会に対する補助金

補助金額	会員数	1人当たりの補助額
1,285,000円	403人	3,189円

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全確保、健康増進などの諸施策を効率的に推進するため、東浦町職員安全衛生管理規程(昭和59年東浦町訓令第2号)の定めるところにより、統括安全衛生管理者(副町長)を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

また、調査審議機関として職員の安全衛生についての基本的対策については、安全衛生委員会を設置しています。

イ 職員健康診断

検診名	受診者数	健康管理区分(医療面)			
		要医療	要精検	要観察	観察不要
定期健康診断 及び人間ドック	401人	28人	146人	174人	53人

ウ 健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防・治療対策、心の健康問題について共済組合等の相談窓口を活用して保健指導を実施している。

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

自己職務遂行中	負傷			疾病				合計
	出張中	その他	小計	公務上の負傷に起因する疾病	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	小計	
2件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	2件

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	合計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく負担金)

執行額	2,341,735円
-----	------------

11 公平委員会の事務の状況

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

※公平委員会の事務は、愛知県に委託しています。